

## 職長等に対する安全衛生教育開催のご案内

〈職長・安全衛生責任者教育も同時開催〉

労働安全衛生法第60条では、同法施行令第19条に定める業種で、新たに職務につくことになった職長、その他作業中の労働者を直接指導又は監督する者（班長・リーダー等）に対して、同法第60条、同規則第40条の安全衛生教育（職長等教育）の実施が義務付けられています。

1. 建設業

2. 製造業 ただし、次に掲げるものを除く。

(イ) たばこ製造業

(ロ) 繊維工業（紡績業及び染色整理業を除く）

(ハ) 衣服その他の繊維製品製造業

(ニ) 紙加工品製造業（セロファン製造業を除く）

【注】令和5年4月1日より、今まで対象外であった「食料品製造業（うま味調味料製造、動植物油脂製造業は既に追加済）」、「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」が新たに加わっています。

3. 電気業

4. ガス業

5. 自動車修理業

6. 機械修理業

つきましては、下記の通り『職長等の安全衛生教育』を実施いたしますので、是非この機会に受講いただきますようご案内申し上げます。

### 記

1. 対象者 職長又は班長・リーダー等、監督者として選任された方及び選任される予定の方

2. 講習日時 令和7年5月26日(月)9:10~16:15 受付 8:50~  
令和7年5月27日(火)9:00~17:00

3. 講習場所 京都経済センター 6階 会議室 6-C・D  
京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町 78 ※公共交通機関をご利用ください。

4. 受講料 協会員 13,200円(12,000円+消費税)  
非会員 16,500円(15,000円+消費税)

5. テキスト代 880円(800円+消費税) ※テキストは、講習会当日にお渡しします。

6. 定員 100名 ※定員になり次第締め切らせていただきます。

7. 申込方法 次ページ(または裏面)の申込書に必要事項をご記入の上、FAXまたはE-mail  
に添付の上、お申込み下さい。



京都下支部HP

※後日、受講票と請求書を郵送させていただきますので、講習当日までに受講料  
(テキスト代を含む)をお振込みください。

※受講票は、受講当日にご持参の上、受付にご提出ください。

(注) 受講料・テキスト代は、請求書記載の振込先にお振込みください。

※振込手数料はご負担願います(但し、同封の振込用紙ご使用の際は無料となります)。

※お支払い後、受講料等のご返還は出来ませんのでご了承願います。

■ 申込み・問合せ先 公益社団法人京都労働基準協会 京都下支部

〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町 78 番地

京都経済センター4階 418

TEL : 075-353-3523 FAX: 075-353-353

# (公・社)京都労働基準協会 京都下支部長 殿

FAX 075-353-3530 (E-mail: shimo-jimu@kyoukiren.or.jp)

## 受講申込書

京都労働基準協会・各支部会員       非会員 (いずれかにをしてください)

※希望(該当)の講習にチェックしてください。

<input type="checkbox"/> 職長等に対する安全衛生教育	その他講習
<input type="checkbox"/> 職長・安全衛生責任者教育	

受付 番号	※記入不要
----------	-------

予約番号		申込日	
開催日	～		
フリガナ			
受講者 氏名	氏名に特殊な文字がある方は、正しい文字をご記入ください。例:高田→高田など		
旧姓・通称	※修了証に旧姓又は通称の併記を希望する場合のみ、ご記入ください。受講初日に旧姓が確認できる公的書類が必要です。		
生年月日	※和暦で記入 昭和・平成 年 月 日		
受講者 住所	〒 _____		
電話番号	- - ※緊急時に連絡の取れる番号をご記入ください。		
勤務先 情報	会社名		
	所在地	〒 _____	
	担当者名		
	電話番号	- -	FAX番号
テキスト	<input type="checkbox"/> 購入しない	すでにテキストがあるため、テキストを購入不要の場合は、チェックしてください。 ※テキストを購入されない場合は、講習日当日ご持参ください。 (受講にはテキストが必要です)	
連絡事項	京都労働基準協会 京都下支部 への連絡等 ご記入ください		